

## 報告事項(資料 2-1)

# 岐阜県みどりの食料システム推進計画（案）について

## 1 計画の目的・経緯

- ・ 昨年 7 月施行の「みどりの食料システム法(※)」において、都道府県と市町村共同の基本計画を策定できることを位置付け。  
※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
- ・ 有機農業などによる持続可能な農業を更に進める必要があること、計画に位置付けた環境負荷低減に取り組む生産者は、税制面等での優遇措置が受けられることを踏まえ、早期の策定を目指し、作業を進めてきたところ。
- ・ 県内全市町村の同意を得て、年度内に策定を完了する予定。

【参考】生産者の主な優遇措置（令和 5 年度までの時限措置）

- ・環境負荷低減に係る機械・施設等を導入する場合に特別償却が可能（機械 32%、建物 16%）
- ・農業改良資金の無利子融資が可能 など

## 2 計画内容

### ①計画期間 令和 5 年～9 年度（必要に応じて中間年で見直し）

### ②主な取組み

- ・ 有機農業拡大に向け、体制整備、研究開発、流通システムづくり等を推進
- ・ 化学肥料・農薬使用削減に向け、清流 G A P、堆肥利用を推進
- ・ 温室効果ガス削減に向け、省エネ設備導入や木質バイオマス利用を促進
- ・ 省力化に加え、環境負荷低減に資するスマート農業を推進
- ・ プラスチック被覆肥料の代替検討や農薬に頼らない防除法等の技術を開発
- ・ 消費者の理解促進に向け、地産地消運動の展開や S N S 等による発信を強化
- ・ 規格外農産物のフードバンク等への提供による食品ロスの削減

### ③目標指標【計 10 指標】

有機農業：取組面積、指導員育成数

技術導入：グリーンな栽培体系転換地区、I P M 技術導入、

防除暦のリスク評価、環境に配慮した栽培暦への変更

その他：清流 G A P の実践率・消費者認知度、地産地消率

人工造林面積

## 3 スケジュール（予定）

1 2 月上旬まで 全市町村から連名とすることに同意する旨を確認

1 2 月中旬～ パブリックコメント（1カ月程度）

1 月下旬 県農政審議会

2 月上旬 農林水産大臣への同意協議

3 月末まで 計画策定



## 岐阜県みどりの食料システム推進計画（案）

令和5年〇月

## 目次

1 計画の概要 ······	1
(1) 趣旨	
(2) 性格・位置付け	
(3) 計画期間	
(4) 計画の推進体制	
(5) 計画の推進と管理	
2 目指すべき将来像、課題、環境負荷低減等に関する目標 ······	3
(1) 目指すべき将来像	
(2) 将来像の実現に向けた課題	
(3) 環境負荷低減に関する目標 [法第16条第2項第1号]	
3 将来像達成に向けた講ずべき施策 ······	5
(1) 環境負荷低減事業活動の促進 [法第16条第2項第2号]	
①環境負荷低減農業の推進 <有機農業の推進、化学肥料・化学農薬使用量の低減>	
②温室効果ガスの削減	
③その他、環境負荷低減事業活動	
(2) 特定環境負荷低減事業活動 [法第16条第2項第3号]	
(3) 基盤確立事業の活用促進 [法第16条第2項第4号]	
①スマート農業・データ活用型農業の加速化	
②新品種育成、技術開発	
(4) 環境負荷低減事業活動による生産物の流通・消費の促進 [法第16条第2項第5号]	
(5) その他環境負荷低減事業活動の促進に関連する取組み [法第16条第2項第6号]	
4 その他（関連する計画） ······	9
5 用語集（本文中の※印） ······	10

## 1 計画の概要

### (1) 趣旨

人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義した「プラネタリー・バウンダリー(※1)」の概念において、地球の変化に関する9つの環境要素のうち、農業分野で大きく関係する「種の絶滅の速度」と「窒素・リンの循環」については、すでに不確実性の領域を超え、高リスクの領域となっています。

こうした背景の下、国際社会は、経済と環境を両立させる方向に動いており、令和3年5月には、EUが、「ファーム to フォーク戦略(※2)」を発表し、「2030年までの化学肥料使用量の半減、有機農業(※3)を全農地の25%までに拡大」とする目標を掲げたように、今後は「環境」への積極的な対応が国際基準になっていくと考えられます。

国内では、令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略(※4)」を策定し、その着実な推進に向け、翌年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、県と市町村は共同で基本計画を作成することとされました。

県内の農林水産業の現場では、生産者の高齢化の進行などによる担い手不足、農業産出額の減少などが喫緊の課題となっているほか、高温による農作物の品質・収量の低下や国際情勢等の影響による肥料などの価格高騰、輸入穀物等の供給不安定などの動向への対応が求められており、本県の農林水産業を取り巻く情勢を踏まえた「みどりの食料システム」の実現に向けた取組みが必要となっています。

よって、法第16条第1項の規定に基づき、県と県内の全市町村（岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村）が共同して、地域の実状に応じて、互いに協力及び連携して取り組むべき施策を示した「岐阜県みどりの食料システム推進計画」を策定します。

### (2) 性格・位置付け

本計画は、県の最上位計画である「『清流の国ぎふ』創生総合戦略（平成31年3月策定）」、県の農業・農村振興に関する計画である「ぎふ農業・農村基本計画（令和3年3月策定）」と整合性を保ちつつ、環境と調和のとれた食料システム等の確立に向け、県と市町村の協力等により、当面5年間に重点的に取り組む方向性について示すものです。

なお、本計画の推進にあたっては、環境と調和のとれた食料システム等の確立

に向けた、「岐阜県有機農業推進計画」や「岐阜県スマート農業推進計画」などの県計画、市町村計画等との調和を保つものとし、社会情勢の変化や地域の取組状況などに的確に対応するため、必要に応じて隨時見直します。

### (3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

「ぎふ農業・農村基本計画」の改訂（令和7年度末予定）等を踏まえ、計画期間の中間年で必要に応じて見直します。

### (4) 計画の推進体制

県と市町村が連携して、農林漁業者等に対して、「みどりの食料システム」の実現に向けた取組みの必要性等の理解醸成を図ってまいります。そのうえで、農林漁業者自らが創意と工夫によって、将来を見通しながら計画的に環境負荷低減事業活動を展開できるよう、県や市町村（以下の役割参照）を中心に、県民や企業、関係団体等と連携を図りながら、積極的な取組みを進めていきます。

#### ＜県・市町村の役割＞

- ・県は、本計画の実現に向けて、市町村と協力及び連携の上、農林漁業者や関係団体等との意見交換等を踏まえ、本県の特性と実情に即した施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな施策を立案します。
- ・県試験研究機関において、農林水産業の現場で直面する課題に的確に対応した技術開発、生産体系の検証などを実施します。
- ・県普及組織において、生産者組織・JA等と連携し、産地が抱える課題の解決、生産力向上と持続性の両立を図る技術等の実証及び導入支援などを実施します。
- ・市町村は、農林漁業者に最も身近な行政機関として、地域で主導的な役割を發揮し、本計画に掲げる方向性等を踏まえた、地域の実状に即した施策を推進します。

### (5) 計画の推進と管理

本計画の推進にあたっては、「清流の国ぎふ憲章」に定められた、「知」「創」「伝」の3つのキーワードで示された取組みの姿勢を基本とし、農林漁業者はもとより広く県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取組みを展開します。

このため、県及び市町村は、農林漁業者や県民の皆様をはじめ、関係団体などと相互に連携・協働しながら、本県の特性や実状に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな取組みへと繋げていきます。

## **2 目指すべき将来像、課題、環境負荷低減等に関する目標**

### **(1) 目指すべき将来像**

人口減少・高齢化が本格化し、さらには、新型コロナウイルスなどの感染症や国際情勢等に伴う肥料などの高騰、輸入穀物等の供給不安定、地球温暖化など新たなリスクが顕在する中でも、県民に安全・安心な食料を供給できるよう、「調達」、「生産」、「加工・流通」、「消費」までの好循環による、本県の実状を踏まえた持続可能な農林水産業の食料システム等の構築を目指します。

また、上記の取組みを通じて、本県の農林水産業振興の基本理念である、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり、森林づくりを推し進めます。

### **(2) 将来像の実現に向けた課題**

- ・有機農業は病害虫・雑草対策や肥培管理が難しく、栽培技術の段階的な開発、検証が必要です。特に雑草対策は負担が大きく、省力化が必要です。
- ・化学肥料の代替として堆肥や下水汚泥の利用を促進するためには、耕畜連携による堆肥の安定供給・利用体制づくりや下水汚泥の農地還元への理解促進による取組拡大が必要です。
- ・有機農業やG A P(※5)農産物など生産者の努力が販売価格に十分反映されていないことから、生産者がチャレンジしたいと思える環境整備が必要です。
- ・温室効果ガス(※6)の削減に向け、農林水産業各分野の実状に応じた省エネの取組みや石油由来資材からの転換、未利用エネルギーの活用等が必要です。
- ・農林漁業者が環境負荷低減に取り組む際の、労働負荷軽減や生産コストの低下、付加価値の向上などに寄与する技術の開発、普及が必要です。
- ・生産者（川上）から消費者（川下）までの、持続可能な農林水産のバリューチェーン（価値連鎖）構築に向けて関係者の理解促進等が必要です。

(3) 環境負荷低減に関する目標 [法第16条第2項第1号]

【5年後の目標】

項目	現状	目標
有機農業 <sup>注1</sup> の取組面積	97ha (R2)	190ha (R12)
有機農業指導員 <sup>注2</sup> 育成数	10人 (R3)	50人 (R12)
グリーンな栽培体系への転換実施地区 <sup>注3</sup>	- (R2)	10地区 (R9)
IPM(※7)技術の導入産地等 <sup>注4</sup>	2部会 (R4)	28部会 (R9)
各部会の防除暦(※8) (化学農薬) のリスク評価(※9) <sup>注5</sup>	- (R4)	8品目 (R9)
主要品目の環境に配慮した栽培暦(※10)への変更 <sup>注6</sup>	- (R4)	8品目 (R9)
ぎふ清流GAP実践率 <sup>注7</sup>	- (R1)	35% (R7)
ぎふ清流GAP消費者認知度 <sup>注8</sup>	- (R1)	25% (R7)
地産地消率 <sup>注9</sup>	48% (R3)	52% (R7)
人工造林面積 <sup>注10</sup>	185ha (R2)	1,000ha (R8)

注1 化学肥料及び化学農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

注2 県や国、民間団体が実施する有機農業に関する専門的な知識や技術を習得することができる研修を受講し、農業者に対して栽培技術や経営改善等の指導、助言を行う者のこと。

注3 国のみどりの食料システム戦略交付金のうち、「グリーンな栽培体系への転換サポート事業」を活用し、スマート農業など省力化に資する技術に加え、環境に優しい栽培技術を導入した産地(地区)のこと。

注4 作物及び園芸品目において、化学農薬だけでなく物理的・耕種的な防除や天敵等生物農薬を利用した、総合的な病害虫・雑草管理技術の現地実証を通して、IPM技術の導入を図った生産部会のこと。

注5 各産地(地域)の部会で品目ごとに整備している「防除暦」に掲載している化学農薬のリスク(換算)評価を実施した品目のこと。

注6 IPM技術の導入やリスク評価により、国の「みどりの食料システム戦略」達成に向けた環境に配慮した栽培暦への変更を実施した主要品目のこと。

注7 普及指導対象経営体のうち、「ぎふ清流GAP評価制度」の農場評価を実施し、認証を取得した経営体の割合のこと。

注8 「ぎふ清流GAP評価制度」あるいは「ぎふ清流GAP農産物」を知っている人数の割合のこと。県民を対象に幅広く県政モニター調査を実施。

注9 地産地消県民運動実施店舗における農産物販売額のうち県産農産物の占める割合のこと。地産地消の推進により、フードマイレージを削減し輸送に関する環境負荷低減が期待できる。

注10 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた二酸化炭素吸収量の目標達成等に必要な面積を考慮して算出。  
〔第4期岐阜県森林づくり基本計画(令和4年度～令和8年度)〕より

### 3 将来像達成に向けた講すべき施策

#### (1) 環境負荷低減事業活動の促進 [法第16条第2項第2号]



本県における環境負荷低減事業活動として、有機農業、化学肥料・化学農薬の使用量を低減する取組み、温室効果ガスの削減の取組み等を位置付けることとし、その促進を図るため、以下の施策を推進します。

##### ①環境負荷低減農業の推進

###### <有機農業の推進>

- ・有機農業に関する知識や技術を指導、助言できる人材を育成し、農業者の有機農業に参入あるいは転換をサポートする体制を整備します。
- ・試験研究機関及び農林事務所等と連携し、一層の化学肥料・化学農薬の使用量低減手法を検討し、有機農業の普及を図ります。
- ・主要作物のほか、特産品や伝統野菜など地域の気候や特性に合った作物を選定し、有機農業の取組面積の拡大を図ります。
- ・有機農業の面的拡大に向けて、地域内の農地利用調整や周辺の慣行栽培の農業者との相互理解の促進等の条件整備を支援します。
- ・有機農業者のネットワーク化や地域内流通を促進し、幅広い販路に合わせた流通システムの構築を図ります。

###### <化学肥料・化学農薬使用量の低減>

- ・農業者が、環境負荷低減と経営強化の双方にバランスのとれた農業の実践を目指すため、「ぎふ清流GAP評価制度(※11)」の技術面でのフォローアップを強化するとともに、農場評価の効率化を図ります。
- ・堆肥利用促進のため、耕畜連携モデルの構築や、耕種農家のニーズに即した堆肥生産・流通等を支援します。
- ・化学肥料・化学農薬を5割以上低減する取組みと合わせて行う、堆肥の散布やカバーコーロップ(※12)の取組みなど、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。
- ・生産者組織、JA等と連携し、土壌診断や地力診断(※13)の実施により、分析に基づき適正量施肥する仕組みを構築するほか、IPM等環境負荷低減技術の確立と実証を進め、代替技術の確立と普及を推進します。

- ・農業集落排水汚泥(※14)の農地還元等に資する施設の計画的な補修、更新の取組みを支援します。

### ②温室効果ガスの削減

- ・燃油使用量等の低減を図るため、施設園芸農家等に対し、省エネ設備の導入等を推進します。
- ・畜産由来の温室効果ガスの削減を図るため、堆肥の好気性発酵(※15)を促進する施設・設備の整備等を支援します。
- ・農林水産業における木質バイオマス(※16)のエネルギー利用促進による二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- ・省エネルギータイプの高性能な農業・林業機械導入を促進します。

### ③その他、環境負荷低減事業活動

- ・プラスチック被覆肥料(※17)の流出防止対策のため、水田の浅水代かきや排水口への捕集ネット設置、環境への影響を考慮した代替肥料への転換を推進します。
- ・園芸品目等におけるバイオ炭(※18)の活用や生分解性マルチ(※19)の導入促進等を図ります。

## (2) 特定環境負荷低減事業活動(※20) [法第16条第2項第3号]

国の施策（みどりの食料システム戦略推進交付金等）も活用し、地域の要望等に応じて、今後、同事業の実施を検討します。

## (3) 基盤確立事業(※21)の活用促進 [法第16条第2項第4号]



スマート農業やデータ活用型農業は、省力化や資材投入の適正化等を通じて環境負荷低減の取組みにも寄与するものであり、その加速化に向けて以下の取組みを推進します。また、試験研究機関において環境負荷低減に資する技術開発を進めます。

### ①スマート農業・データ活用型農業の加速化

- ・農業生産、流通、販売に関わる事業者等や関係機関が連携し、農業に関する様々なビッグデータを結び付け、有益なデータとして活用できるプラットフォームを構築します。

- ・スマート農業技術などの省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えたグリーンな栽培体系への転換を推進します。
- ・自動運転トラクタ等の高額機器のシェアリング等により、導入コストの低減を図ります。

## ②新品種育成、技術開発

- ・有機JAS適合資材(※22)の利用法や新たな防除手法、土壌や堆肥の養分利用技術など、化学肥料・化学農薬使用量の低減や有機農業推進に必要な技術開発を進めます。
- ・プラスチック被覆肥料の代替肥料の検討や、未利用資源を活用した肥料・防除資材開発、土壤炭素貯留実証など環境負荷低減技術の開発を進めます。
- ・病害虫に強く、生産性や品質に優れた品種開発を進めます。
- ・気候変動に対応した栽培技術や農薬に頼らない安全な病害虫防除方法などの技術開発を進めます。

## (4) 環境負荷低減事業活動による生産物の流通・消費の促進 [法第16条第2項第5号]



### 【GAP農産物、有機農産物の流通】

- ・環境に配慮した農産物やGAP農産物の認知度向上や消費者理解の促進を図るため、ぎふ清流GAPパートナー(※23)と連携して販売フェア等を開催します。
- ・有機農業者のネットワーク化や地域内流通を促進し、幅広い販路に合わせた流通システムの構築を図ります。【再掲】

### 【多種多様な需要と供給に対応した流通】

- ・地産地消県民運動の全県展開を通じ、農業の持続可能性に配慮した消費行動を普及啓発します。
- ・県内外のアンテナショップや専用ホームページ、SNS等での情報発信を強化します。
- ・生産者自らが販売価格や規格を設定できる朝市・直売所への活動支援を強化します。
- ・流通の合理化・高度化を図るために卸売市場の再整備を促進します。

## 【地域の食品産業の事業者と連携した販路開拓】

- ・6次産業化サポートセンター(※24)を設置し、加工品の商品企画力や製造技術の向上に資する専門家派遣等を実施します。
- ・名古屋市栄の情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」を活用し、6次産業化商品の販路拡大に向けた効果的なPR活動を展開します。

## (5) その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する取組み [法第16条第2項第6号]



### <農林漁業者、関係団体等の取組み>

- ・農林漁業者は、関係団体等と連携して、地域の実状や品目の特性に応じた代替技術の導入等により、環境負荷低減事業活動等の取組みを段階的に推進することで、農林水産物の安定生産・供給体制の構築を図ります。
- ・流通販売業者は、生産者と消費者をつなぐ架け橋となり、産地の取組みを消費者につなぐことで理解促進と消費拡大を図ります。

### <その他の取組み>

- ・有機農業の推進のため、県推進体制及び市町村、JA、農業者等で構成する地域推進体制（プロジェクトチーム）を整備します。
- ・有機農業に関する知識や技術を指導、助言できる人材を育成し、農業者の有機農業に参入あるいは転換をサポートする体制を整備します。【再掲】
- ・ベテラン普及指導員の栽培指導動画の配信や、就農研修拠点などの環境、生育、病害診断データを現場で活用可能とする「データ活用型普及指導」を開発します。
- ・農業分野における食品ロス削減の取組みの一つとして、規格外農産物等を継続的にフードバンク(※25)団体等へ提供する体制づくりを支援します。
- ・花きの高品質安定生産に向け、MPS（花き産業総合認証）(※26)を推進します。
- ・有機農業やジビエ体験など農村地域の農業や生活、自然などが体感できるグリーンツーリズム(※27)を推進します。
- ・天然資源の増加につながる持続可能な種苗生産供給体制の確立を図ります。
- ・農林漁業の事業活動等に資する農業水利施設を利活用した小水力発電施設の適正な運営を支援します。

- ・省エネルギータイプの高性能林業機械の導入を促進するほか、農業施設における木質バイオマスの熱利用を促進するため、木質燃料供給事業者とのマッチング等を行います。
- ・環境負荷低減の取組みと併せて、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めます。

#### **4 その他（関連する主な計画）**

##### **(1) ぎふ農業・農村基本計画**

計画期間：令和3年度から令和7年度まで

中間見直し：「みどりの食料システム戦略」や「食料安全保障(※28)」などへの対応を踏まえ、令和4年度末に中間見直し（予定）

##### **(2) 岐阜県有機農業推進計画**

計画期間：令和5年度から令和12年度まで

令和4年度末に策定（予定）

##### **(3) 岐阜県スマート農業推進計画（第2期）**

計画期間：令和5年度から令和8年度まで

令和4年度末に策定（予定）

## 5 用語集

No.	用語	解説
1	プラネタリー・バウンダリー	人類が安全に活動できる範囲を科学的に定義し、定量化した概念。2009年ストックホルム・レジリエンス・センター所長のヨハン・ロックストローム博士が提唱。地球の安定性とレジリエンス（回復力）を維持する上で最も重要な9つのシステムについて、具体的な限界値を設定し評価を行っている。
2	ファーム to フォーク戦略	農場から食卓までという意味を持ち、農家・企業・消費者・自然環境が一体となり、共に公平で健康な食料システムを構築するため、2020年に欧州委員会が掲げた戦略で、2030年までに高リスクな化学農薬の使用量を半分に削減する目標などが掲げられている。
3	有機農業	「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。一方、有機JAS制度では、JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを貼ることができる。この「有機JASマーク」がない農産物及び加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されている。
4	みどりの食料システム戦略	SDGsや環境問題に対応し、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるための政策方針を示すものとして令和3年5月に農林水産省が発表。2050年の目指す姿として「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大」等の目標を掲げている。
5	GAP	Good Agricultural Practiceの略。食品安全（農薬、肥料、食中毒菌、重金属類、異物混入など）などに関する関係法令等に基づき定められる各生産工程毎の点検項目に沿って農作業を行い、記録、点検及び評価、改善を行うことで、適正な農業を実践する生産管理手法。 GAPに取り組むことで、食品の安全や、自然環境の保全等に配慮し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献していく
6	温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。 温室効果ガスには、太陽から放出される熱を地球に閉じ込めて、地表を温める働きがある。

7	I P M	<p>総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）の省略で、利用可能なすべての防除技術（耕種的、物理的、化学的防除等）の経済性を考慮して総合的に講じることで、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめること。</p> <p>＜耕種的防除＞</p> <p>栽培する作物（品目）の栽培管理面からの作業を通じて、病害虫や雑草の発生を抑える技術で、健全な種苗の利用、適切な温度・湿度・肥培管理、排水対策、耐病・抵抗性品種の利用、輪作、作型変更などがある。</p> <p>＜物理的防除＞</p> <p>一般的に危機や資材、熱を利用して病害虫・雑草を防ぐ手法で、防草シートや防虫ネット、粘着シートの利用、太陽熱を利用した土壤消毒、袋掛けなどがある。</p>
8	防除暦	地域や栽培品目に応じて、発生しやすい病害虫の種類や時期を、気候や経験等により分析・特定し、それに対応する防除技術や防除方法、使用する資材や農薬等を経時的に表示したもの
9	化学農薬のリスク評価	<p>「みどりの食料システム戦略」では、化学農薬使用量（リスク換算）の50%削減とは、散布回数の削減ではなく、環境影響を検証可能な手法（リスク換算）で算出することとしている。</p> <p>リスク換算とは、化学農薬の有効成分ベースでの農薬出荷量にADI（許容一日摂取量）を基にしたリスク係数を乗じて求めるもので、化学農薬のリスク評価とは、その手法を参考に、防除暦等に記載されている化学農薬のリスクを試算し評価すること。</p>
10	栽培暦	地域や品目に応じて、適正な生育や品質の農産物を栽培し収穫するための作業管理を、経時的に示したもの。施肥基準や防除暦を含める場合もある
11	ぎふ清流G A P評価制度	<p>令和2年1月に岐阜県が創設したG A P制度。農業現場において、適正な農業を実践するために、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農場で起こりうるリスクを洗い出し、その改善状況を第三者機関が評価する。</p> <p>100以上の項目を点検・評価しており、評価点数が高い農場は、県の認証を受け、農産物にロゴマークを表示して、安全・安心で信頼のある「ぎふ清流G A P農産物」として流通・販売が可能。</p>

12	カバークロップ	土壤侵食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間、休耕地、畦畔などに栽培される作物のことで、それ自身は収穫対象とはならない作物。
13	土壤診断・地力診断	土壤診断は、耕作する土壤を分析し、診断基準に基づき塩基バランスの改良や適正な施肥を実施するもの。 地力診断は、土壤中に含まれる有機態窒素の含有量を測定することで、土壤から得られる窒素量を想定し、適切な窒素施肥や堆肥投入を促すもの。
14	農業集落排水汚泥	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する農業集落排水施設の処理過程で発生する、汚水中の浮遊物質や有機物の分解のための微生物等が沈殿してできる物質。
15	(堆肥の) 好気性発酵	家畜ふんの中に含まれる有機物を好気性の微生物に分解させること。好気性発酵によって、温室効果ガスの発生が抑制されるほか、高温による病原菌の殺菌ができ、ふん臭が無くなり、水分が低い良質の堆肥が生産できる。
16	木質バイオマス	再生可能な有機性資源として、土木工事の建設現場や住宅の解体などで発生する木材のこと。
17	プラスチック被覆肥料	肥料成分の溶出量を調節することができるよう、表面をプラスチック等で被覆した肥料のこと。
18	バイオ炭	木炭や竹炭などが該当し、生物の活性化や環境の改善に効果のある炭化物のこと。
19	生分解性マルチ	通常のポリマルチと同様の機能を有し、収穫後に土中にすき込むと、土壤中の微生物により、最終的に水と二酸化炭素に分解されるマルチ。
20	特定環境負荷低減事業活動	集団又は相当規模で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の低減の効果を高めるものとして、農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動。
21	基盤確立事業	法第2条第5項に基づき、農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組みの基盤を確立するために行う事業。

22	有機 J A S適合資材	有機農産物の生産にあたり、次の要件を満たす肥料及び土壌改良資材を適合資材として使用することができる。 ①有機農産物の生産の原則に合致していること ②当該ほ場で生産した農産物の残渣由来のたい肥の施用、ほ場周辺に生息・生育する生物の機能を活用する方法のみでは、農地の生産力の維持増進が図ことができないこと
23	ぎふ清流G A Pパートナー	ぎふ清流G A P農産物を取り扱う意向を有している、県の登録を受けた企業・団体（製造業、卸売・仲卸・小売・飲食業、サービス業、消費者グループ、その他団体等）のこと。
24	6次産業化サポートセンター	6次産業化の推進のため、6次産業化商品の企画力や加工技術の向上を図る専門家派遣や相談を実施することを目的に設置。
25	フードバンク	農業生産や食品の製造・流通の過程で発生する規格外品などを福祉施設等へ無料で提供する活動。
26	M P S（花き産業総合認証）	花きの生産業者と流通業者を対象とした、オランダ発祥の花き業界の総合的な認証システム。花きの生産や流通上の環境負荷の低減、鮮度・品質の管理、社会的な責任に対する様々な取組みを認証する。
27	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
28	食料安全保障	全ての国民が将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすることで、国の基本的な責務。 平成11年7月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」において、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することをしている。

# 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした  
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、  
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議